

平成30年度

社会福祉法人慈恵会 事業計画書

社会福祉法人 慈恵会

目 次

1. 社会福祉法人慈恵会関連事業 1 ~ 8
2. 特別養護老人ホーム座間苑 9 ~ 18
3. ケアセンター座間苑 19 ~ 30
 通所介護事業
 訪問介護事業
 居宅介護支援事業
4. 特別養護老人ホーム第二座間苑 . . 31 ~ 37
5. 座間市新田宿地域包括支援センター 38 ~ 40

平成30年度 社会福祉法人慈恵会 事業方針

社会福祉法人 慈恵会

平成30年度の報酬改定（第7期介護保険計画：平成30年度から平成32年度）では、団塊の世代が75歳となる2025年にむけて、国民一人一人が状態に応じた適切なサービスが受けられるよう、「1. 地域包括ケアシステムの推進」「2. 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現」「3. 多様な人材の確保と生産性の向上」「4. 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保」が重点課題として進められる。

とりわけ、「1. 地域包括ケアシステムの推進」では中重度の要介護者も含め、適切な医療・介護サービスが切れ目なく受けることができる体制を整備し、新たに「介護医療院」が創設される。また居宅系サービス利用者や特養入居者の医療ニーズへの対応等がさらに求められてくる。「2. 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現」では専門職によるリハビリ強化、褥瘡予防管理や排泄介護支援の評価等、「3. 多様な人材の確保と生産性の向上」ではロボット技術等を用いた負担軽減等、「4. 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保」では居宅サービスの報酬体系や提供時間区分の見直しが行われる。

また、介護報酬改定は全体で、0.54%のプラス改定であったが、居宅系サービスでは時間区分やサービス区分の変更もあり、加算等、質の管理実績を上げなければ厳しいものとなった。

座間市の第7期介護保険計画を見ても、「高齢者の自立支援と重度化防止、医療と介護の連携推進、地域共生社会の実現」を掲げている。座間市の人口等推移では平成37年には人口が3.4%減(3000人)、65歳以上人口6.3%増(2000人)、高齢化率9.7%増(27.1%)、サービス対象者数（認定者数）が38.7%増(1900人)という状況である。

いずれにしても、今回の制度改正でも諸課題も多く、行政・関係機関等が連携なくして、「住み慣れた地域で長く暮らし続けられる社会構築」の推進は難しい。

社会福祉法人慈恵会では、平成30～32年度を第2期中期計画として、経営基盤の安定化と職員雇用方策の重点化があげられる。

とりわけ、第二座間苑では今後を見据えた変動率の安定化と稼働率アップ方策から、29年8月16日から約半年、経営リスクを踏まえ新棟の2ユニットを閉鎖し、この間、入居判定会のあり方の見直し、委員会、ユニットケアの在り方協議、職員の再研修を行った他、施設方針を家族会で説明する等の体制の再構築を図り、30年2月16日に2ユニットを同時再開し、本年度事業の安定化に前向きに取り組んでいる。

また、築37年を迎える座間苑の建替計画も、老朽化に向けた緊急課題として第8期介護保険計画期内の実現を目指して、具体化取組みを展開する。

さらに、昨年度実施した組織基盤の強化は2年目を迎え、職員の安定雇用と「働きやすい職場環境づくり」を進めていく。

平成30年度の施設サービスでは年間を通じた感染予防対応を図るとともに、退去率の抑制、認知症・重度利用者の医療的ケアに対応できる体制をさらに整備する。

居宅サービスでは、制度改正課題を見据えて、サービスごとにあり方検討を進め、付加的サービスの構築、介護予防事業も日常生活支援総合事業と位置づけられる等、稼働率アップ方策を重点課題として取り組んでいく。

座間市新田宿地域包括支援センター、地域包括ケアを進める中で、地域のネットワーク構築する中核な役割がさらに期待される。

この他、職員のスキルアップのための研修、専門資格取得の支援のほか、積極的に学校への求人、就職相談への参加など安定的な人材確保を行うとともに、防災意識や危機管理意識等をしっかりと浸透させていく。

また、地域行事の参加や保育園との交流、座間苑納涼祭、新田宿カフェの定着等、地域交流や社会貢献を果たしていく。

法人全体として、一定の稼働率の維持、経費節減による資金留保の確保を進めていくが、経費については人件費、事業費、事務費比率のバランスを考えながら、法人全体で5%の削減方針を示したい。

以下、各拠点事業の運営方針及び事業計画は別紙のとおり。

（法人の沿革）

1981年3月31日	設立認可
1981年5月7日	法人登記
1981年5月13日	座間苑開設：特養50床, ショート7床（開設37年）
1997年11月1日	ケアセンター座間苑開設：デイ40名（開設21年） デイサービス（B型、E型）事業開始
1999年9月11日	ホームヘルプ事業開始
2000年4月1日	居宅介護支援事業開始
2006年4月1日	地域包括支援センター事業受託開始
2009年5月1日	第二座間苑開設：特養50床, ショート20床（開設9年）
2015年10月1日	第二座間苑増床：特養30床増床
2016年6月1日	第二座間苑居宅介護支援事業開始
2016年4月1日	座間市新田宿地域包括支援センター事業（名称変更）
2017年12月23日	第二座間苑居宅介護支援事業 廃止

介護保険制度等の動向と中期計画について

社会福祉法人慈恵会では変動する社会経済情勢や医療・介護制度動向を踏まえ、中長期展望に基づき、次のとおり基本方針を示したい。

1. 介護保険計画の主要概要 等

○ 第3期介護保険計画期（平成18年～20年度）

⇒ 加算の創設（栄養ケアマネジメント、重度化対応、看取りケア等）食費・居住費の負担、介護予防事業の創設 等、高齢者等虐待防止法の成立（18.4施行）により、質とともに適切な対応が求められ、違反事業者への罰則が強化された。

○ 第4期介護保険計画期（平成21年～23年度）

⇒ 初めての報酬プラス改定。介護人材確保・キャリアアップのための新たな加算、看護師や夜間の手厚い配置への加算、認知症・重度化のための質の確保のための加算等が創設。第3期計画の事業見直し（介護予防事業等）、事業者の適正化のための措置、市町村への権限移譲等が行われた。

○ 第5期介護保険計画期（平成24年～26年度）

⇒ 人材確保、キャリアアップなどの新たな加算や質の管理（加算）等による効果や評価見直しが予測される（報酬にどう影響するか）。また、療養型医療施設が介護保険のサービス対象外となり、特養の重度者（医療依存）傾向とともに医療的処置・ケアが一層求められる。さらに介護福祉士の資格制度の改正により、介護人材・専門職の確保がさらに困難となり、自らの資格取得支援方策も必要となる。

○ 第6期介護保険計画期（平成27年～29年度）

⇒ 居宅サービス等事業の見直し（一定規模以下の通所介護を地域密着型通所介護に位置づけ、居宅介護支援事業の指定権限を市町村が実施等）、施設サービス等の見直し（特養入居を要介護3以上に限定し、やむを得ない場合は市町村の関与により施設ごとで入居対応等）、地域支援事業の見直し（通所及び訪問介護の予防サービスを日常生活支援総合事業に移行、地域包括ケアとして在宅医療・介護連携の構築、認知症施策の推進等を市町村で実施 等）、その他所要の改正として、介護人材の確保、利用者と家族等に分かりやすい情報公表システムの構築が示された。あわせて、社会福祉法人のあり方検討がされ社会福祉法の改正に伴う役員組織の再編と役割を含めた一斉の定款変更が求められた。

○ 第7期介護保険計画期（平成30年～32年度）

⇒ 団塊の世代が75歳となる2025年にむけて、国民一人一人が状態に応じた適切なサービスが受けられるよう重点課題として進められる。

「1. 地域包括ケアシステムの推進」では中重度の要介護者も含め、適切な医療・介護サービスが切れ目なく受けることができる体制を整備し、新たに「介護医療院」が創設される。また居宅系サービス利用者や特養入居者の医療ニーズへの対応等がさらに求められる。

「2. 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現」では専門職によるリハビリ強化、褥瘡予防管理や排泄介護支援の評価等、「3. 多様な人材の確保と生産性の向上」ではロボット技術等を用いた負担軽減等、「4. 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保」では居宅サービスの報酬体系や提供時間区分の見直しが行われる。

2. 基本方針と計画（中期計画）

（1） 確立期（平成 27～29 年度：基盤づくりとサービスの定着期）

イ. 目標管理（理念の確立）と職員の育成、指導体制の確立

- ・ 常に利用者視点にたったケアができるよう、職員への基本方針の徹底と職員教育を図る。チューター制の導入とともに、リーダー級以上の職員はスーパーバイザーの役割を担っていく。（未成年職員には社会人として自覚に重きを置いた育成を行う）
- ・ 職員は経験や能力、性格も違うため、個別の資質を見極めながら、チームケアの大切さを認識し、職員間で協調できる関係性を確立する。

ロ. ケアプランに基づく利用者への安心、安全、安楽なケアの提供

- ・ 利用者も利用開始時は生活環境が変わり、顔見知りの人もないため不安や混乱をきたす。このためできるだけ家族等の協力を得ながら、安心感を伝えるように努めていく。（職員は家族になれない、安易な対応はしない等）⇒研修では基本的態度、対人援助教育する。
- ・ 利用者及び家族には心身状態に応じて、施設での生活目標や介護計画を示しているの、その内容を把握し介護計画に基づきケアにあたる。（ケアプランの提示と同意・実践）

ハ. 施設リスクマネジメントの基本方針の確立と適切な対応の徹底

- ・ 利用者に対する個別ケアを行う中で、緊急時に適切な対応が図れるよう明確な方針のもと、リスクマネジメント体制及び危機管理教育を行う。そのためには職員の不安や気軽に相談できる信頼関係、責任の所在を明確に伝える。

ニ. ホウ・レン・ソウ（報告・連絡・相談）の徹底と課題改善のための検証の実施

- ・ 主任級以上の職員は、部署の記録を月次でまとめ管理者に報告する。またケアに関すること、事故・インシデントの発見、労務的な問題等や運営的な課題があった場合には随時報告し、迅速な対応処理に努める。また定期定例の諸会議でサービス実績や課題改善・検討を図る。

ホ. サービス管理・評価と収支バランス

- ・ 管理者は月次のサービス実績、収支状況をまとめ理事長に報告するとともに、半期ごとに稼働率を含めた評価・分析を行い、事業方針の変更修正を行う。
- ・ 人員配置については事業稼働推移及び現場職員の業務負担を考慮し配置見直しを行う。

ヘ. 施設の保全及び業務の専門化、効率化のための業務委託のあり方検討

- ・ 委託業務については「夜間警備」「寝具」「設備保守点検」「資源ごみ」「消毒・清掃」等が考えられ、業務の専門化・分化を行うことにより、作業の効率化及び経費負担の軽減を図る。
- ・ 座間苑の建物設備の老朽化に伴い、維持管理のため修繕・保全を計画的に行う。

ト. 地域ニーズに基づく居宅サービスの推進と社会参加

- ・ 居宅サービスについては住み慣れた地域で暮らし続けたいという利用者や家族の思いを受止め、座間苑の特色や特異性を生かした各種のサービス提供に努める。
- ・ 法人の行う行事のみならず、地域の季節行事への参加のほか、必要な集いや研修会等にも協力参加していく。

チ. その他、制度動向や座間市事業等を見据えて、必要に応じて事業見直しをする。

以上、確立期ではイ～チに掲げた事項を推進目標におき、基本的なルーチンワークをしっかりと確立するとともに、利用者等に信頼のある施設として定着化を図る期間とする。

(2) 安定化と見直し期（第1中期計画）

（平成30～32年度：動向を踏まえたサービスの安定化と事業の見直し期）

第1中期計画期の『確立期 平成27～29年度：基盤づくりとサービスの定着期』のイ～チは組織基盤の基本であり、第2中期計画期においても常に振り返りをしながら法人の在り方、組織体制の根幹といえる。

社会福祉法人慈恵会も大きな転換期を迎えている状況の中で、別紙、「社会福祉法人慈恵会の今後の経営方針」を再確認しながら、今後3年間、第2期中期計画を進めていく。

社会福祉法人慈恵会の今後の経営方針

社会福祉法人 慈恵会

社会福祉法の改正に伴い、平成29年4月より社会福祉法人の組織やあり方が大きく変わった。さらに平成30年4月からは社会福祉法人が地域密着型で、地域に目を向けた独自性がとしての姿勢が問われるようになる。

1981年に開設した慈恵会の組織や事業のあり方も変革期を迎えており、安定化にむけて新たな経営目標をつぎのとおり示したい。

(経営目標と具体的な取組み)

1. 今後の社会福祉法人改革を見据える(介護保険動向を先見的に捉える)

- ・第7期介護保険計画と報酬改定
- ・地域貢献と新たな取組みの志向(社会福祉充実残額と計画)等

2. 法人の安定経営(制度動向に左右されない経営基盤の構築)

- ・法人全体の組織の体系化(組織体制の明確化と各施設の機能連携)
- ・稼働率と変動率の安定化(収支による経営分析)
- ・定時報告の義務化と施設のサービス課題の検討
- ・経営課題検討会議の実施 等

3. 職員の育成と評価(安定経営は職員の発展力による)

- ・職員の定着化と雇用対策の強化
- ・スキルシートによる職員評価
- ・キャリアパスのしくみづくり
- (→能力と賃金:新たな賃金制度の確立) 等

4. 計画的な施設・備品整備、メンテナンス体制の充実 等 (施設・設備の保全是コストリスクを抑制する)

- ・座間苑の施設整備プロジェクトの発足
- (→ 2023年をメドに:第8期介護保険計画に計上)
- ・第二座間苑の大規模修繕(2019年予定)
- ・居住環境を踏まえた計画的な備品等整備
- ・施設設備の維持保全と保守
- (→ 施設の不具合箇所の点検) 等

5. 施設等賠償保険(安心・安全なサービスを担保する)

- ・賠償責任保険(ボランティア保険含む)
- ・自動車保険(車両保険含む)
- ・火災保険(風水害、物損・管財物保険) 等

6. その他

- ・コンプライアンス(法令順守、守るべきルールの標準化)
- ・その他社会福祉法人慈恵会として取り組むべき目標 等

社会福祉法人慈恵会等職員構成表

平成 30 年 3 月 1 日

職 種 名	座間苑			ケアセンター			第二座間苑			合計		
	正規職員	非常勤職員	合計	正規職員	非常勤職員	合計	正規職員	非常勤職員	合計	正規職員	非常勤職員	合計
施設長	1		1	(1)		(1)	1		1	2		2
施設係長	1		1	1		1	1		1	3		3
事務長			-				(1)		(1)	(1)		(1)
事務員	1	2	3		1	1	2		2	3	3	6
生活相談員	1		1	3	1	4	4		4	8	1	9
看護師	2	1	3		2	2	4	1	5	6	4	10
管理栄養士	1		1	1		1	1		1	3		3
ケアマネジャー	1		1	5		5	(3)		(3)	6		6
ケアワーカー	13	12	25		8	8	31	8	39	44	28	72
ホームヘルパー				1	14	15				1	14	15
調理員	4	3	7		4	4				4	7	11
地域包括							5		5	5		5
その他		5	5		2	2		3	3		10	10
合計	25	23	48	11	32	43	49	12	61	85	67	152

※派遣職員：第二座間苑（介護 7、看護 1）

平成 30 年度 特別養護老人ホーム座間苑事業計画

慈恵会の創始者の想いである「住み慣れた地域で健康で楽しみある暮らしを永く続けてほしい」のように高齢者の方々が心安らかに楽しみある生活の居場所づくり、気軽に必要な相談や支援を受けられる、地域に開かれた施設の役割を着実に 40 年近く受け継がれてきています。この想いを更に発展、継続していくことが大切です。建物も築 40 年近く経過し修繕費もかさみ、建て替えに向けて検討の時期ともなっています。この様なハード面での対応と同時に今まで培ってきた想いを更に充実させなければなりません。ご利用者の皆様の「利用して楽しかった。また座間苑に行きたい」の声を大切に、ソフト面での充実を更に進めて行かなければなりません。

現在では老人ホームの情報はインターネットやパンフレット等で基本的な概要は分かります。しかし、最も大切なのは老人ホームの現場の「空気」です。ホームで生活しているご利用者の皆さんの間を流れる穏やかな空気、ご利用者の皆さんと職員の間を通い合う、思いやりのある空気です。ホーム全体で作り出す、『明るく・楽しく・元気な空気』これこそが施設が目指すご利用者の皆さんにとって、幸せな老人ホームでの生活の基と思います。これからも安心、安全、真心を持ち理念を忘れず、介護・看護・給食の一体的サービスを提供でご利用者の皆様の毎日の暮らしを支援、そして皆様の期待に応えられる施設を職員一同力を合わせて作り上げてまいります。

また、慢性的に人材職員不足が続いています。座間苑だけでなく国全体で人材不足は深刻な問題です。施設整備、研修の充実、新人指導方法の充実、処遇改善等を進め、職員にとっても魅力ある施設づくりをしていきます。

1. 第 1 座間苑の基本方針

- (1) ご利用者一人一人の心身の状況やニーズを把握し、敬い尊重し、その人らしい人生が送れるよう総合的に援助をしていきます。
- (2) 職員はご利用者に、今まで以上に施設生活に満足して頂く為、勉強会や研修会を充実させスキルアップしていきます。
- (3) 積極的に地域行事に参加（ボランティア活動に参加も含む）、ボランティア受け入れ等を行い、より一層地域に根付いた施設を目指します。
- (4) 平成 30 年度介護保険報酬の改定内容を精査し体制や加算等の対応をします。

2. 各セクションの取り組みの目標と実施内容

(1) 介護支援専門員

【目標と実施内容】

- ア. ケアプラン作成に伴う会議・書類作成をスムーズに行い、ご利用者の状態にあったプランを適宜作成できるようにします。
- ・各部署との連絡調整を事前に行い、日程を確保します。

- ・各主任と連携を取り連絡を密にとることで会議をスムーズに行えるよう情報共有していきます。

イ. 個別ケアの充実を図ります。

- ・ご利用者ニーズに合わせ個別ケアを居室担当者と連携し継続して支援します。

ウ. ボランティア委員の一員として積極的に活動をしていきます。

- ・ボランティアの皆さんと積極的に関わるようにし他の職員にもボランティアの皆さんのことを知ることでできるツールを作成していきます。

- ・ボランティアの増員につながるようなことを委員会を通して活動していきます。

【年間予定】

- ・入所者の事前面接
- ・会議や委員会に出席。
- ・機関紙の作成
- ・特例入所者に対する各市町村への一連の手続き
- ・家族面談の日程調整と実施、また実施にあたっての書類作成。

【月間予定】

- ・計画書に関する一連の作業。(申請/調査/アセスメント/評価/モニタリング/立案/家族への説明)
- ・担当者会議開催に伴う一連の作業。(日程調整/実施/書類作成/説明と同意)
- ・ショートステイ計画書の見直しと修正。
- ・利用者判定基準の確認(障害/認知自立度)

(2) 生活相談員

【目標と実施内容】

ア. 地域、関係各所とのつながりを持ち選ばれる施設に努めます。

- ・地域の催し物への参加。
- ・社協ボランティアセンター活動のサポート(ボランティア講座受け入れ等)。
- ・市、包括主催の研修会への参加。
- ・座間市地域包括ケア会議及び在宅医療推進協議会での活動継続。
- ・近隣病院MSWやCMとのつながりを持つ(医介塾への参加)。

イ. 空床をなくす(空床である期間を短くする)。

- ・入所申込書は慈恵会相談員6名で共有し(共有ホルダー作成済)、連絡、面接等の無駄をなくします。

【年間予定】

- ・ご利用者健康診断実施までの書類作成、申請など
- ・行事の調整、必要書類作成、参加、サポート
- ・委員会活動の調整、参加、サポート
- ・誕生者食事会・ミニ誕生会の企画と実施
- ・本入所申込書管理(書類作成/連絡/事前面接の調整と実施など)
- ・本入所者に関わる事項(面接/契約/関係者との調整など)
- ・関係業者との調整や発注 機関紙「わわわ」作成

- ・ボランティア委員会活動（副委員長：ボランティア慰労会企画、実施等含む）

【月間予定】

- ・ご利用者、ご家族に関わる調整やサポートの全般（連絡/調整/書類など）
- ・ショートステイの受け入れ（契約/面接/関係者との調整/会議など）
- ・介護計画に関わる事項（アセスメント/担当者会議など）
- ・クラブ活動の調整
- ・本入所申し込み者に関する事項（相談/面談/書類管理/情報更新）
- ・ボランティアコーディネイト
- ・請求業務（本入所・ショートステイ）
- ・利用者懇話会の実施
- ・サービス向上委員会活動（副委員長）

【その他】

- ・座間苑に関わる全ての人のつながりを調整する。
- ・座間市地域包括ケア会議及び在宅医療推進協議会への参加、活動
- ・施設連絡協議会（隔月）の参加

(3) 介護職員

【目標と実施内容】

- ア. 一人一人が笑顔で安らぎのある生活を送る為の支援を提供します。
- ・ご利用者が笑顔になれる行事を企画、実施します。
 - ・サービス向上委員会と連携し職員のモチベーションがアップする取り組みを実施します。
 - ・ご利用者の生活に支障のない業務改善をし職員の負担軽減を図ります。
 - ・毎月マナー向上や環境整備を改善する為の〇〇週間を実施する。（笑顔/敬語/美化/整理など）

【年間予定】

各行事の企画と実施 床ワックス

【月間予定】

クラブ活動の実施（先生の補佐） 各委員会活動

【その他】

- ・新体制（主任、副主任、リーダー）2年目として昨年度できなかった役割の明確化や業務等を行っていきます。
- ・委員会活動が低迷している為活動内容や方法等を再検討し活動を促進していきます。
- ・新人指導者、次週指導者、次期リーダーの育成。（施設内外研修）
- ・昨年度は人手不足だった為、施設外研修に参加できなかった。本年度はより多くの施設外研修に参加していきます。

(4) 看護職員

【目標と実施内容】

- ア. ご利用者の状態変化の早期発見、早期適切処置をします。

- ・介護職員と共に早期発見、適切な処置ができるようにスキルアップ研修を実施します。
- ・心肺蘇生法を含めた緊急時の対応研修を実施します。
- ・職員間の連絡システムを再構築します。
- イ. 胃ろうの受け入れ体制を整えます。
 - ・受け入れや対応方法の再確認をします。
 - ・勉強会などを通し必要な知識を学びます。
- ウ. 自立支援に向けてリハビリへの取組みを強化します。
 - ・ご利用者の個々に合わせたプランを立案し実施、評価、改善をします。
 - ・加算要件をクリアし取得します。
- エ. 看取りケアの充実
 - ・各関係者と情報交換を密に行い、ご利用者やご家族にとって良い看取りケアを行います。
 - ・看取りの研修実施（看取り前後）

【年間予定】

4月職員健康診断 10月インフルエンザ予防接種
 通年：肺炎球菌ワクチン予防接種

【月間予定】

感染予防対策、血液検査、体重測定、血圧測定
 P T指導の下の機能回復訓練、Drの診察補助

(5) 事務職

【目標と実施内容】

- ア. 施設の顔として自覚を持ちお客様に良い印象を与えられるよう対応します。
 - ・来苑された方への全員が顔を見て明るく元気な挨拶をし、協力し合い速やかな対応をします。
 - ・電話は3コール以内に出ます。声のみは誤解も生じるため、声も1トーン上げたイメージで親切丁寧に対応します。
- イ. 事務所内の業務でバックアップ体制を整えます。
 - ・自分の業務をこなしながら他の方の業務も気に掛けるよう、心がけます。
 - ・できる限り業務内容を共有します。（自分が長期休暇することを意識する）

【年間予定】

施設内行事へ参加、設備整備、各種規定の見直し、関係機関との調整

【月間予定】

介護請求業務、給与関係業務、労務管理、法人内の調整、外部との調整

(6) 管理栄養士

【目標と実施内容】

- ア. 利用者それぞれの状態に合った栄養ケア計画を立案しサービスの提供を行います。

- ・業務見直し、業務整理を進め、栄養ケアマネジメントの時間を確保します。
- ・ラウンドの機会を増やし、アセスメント・モニタリングをより詳しく行います。

【年間予定】

- ・給食施設栄養管理報告書の提出
- ・食品衛生課巡回指導の対応
- ・外部の方を招いた食事の際の飲食物の管理（盆踊りやクリスマス会など）
- ・厨房主任代理業務（人員不足の際のフォロー、シフト作成、会議主催、備品管理、
- ・ 部署内及び他部署との調整業務）

【月間予定】

- ・給食管理
- ・献立作成、発注、作業指示書作成、給食材料業者支払い、給食関連帳票管理
- ・食数管理、行事の運営・参加、厨房職員タイムカード集計
- ・栄養マネジメント
- ・体重測定、スクリーニング、アセスメント、担当者会議に出席
- ・栄養ケア計画書作成、モニタリング、個人買い飲食物管理

【その他】

機関紙作成、ホームページの運営、苑内のPC不具合時の対応
サービス向上委員

(7) 厨房（調理員）

【目標と実施内容】

食を通じ、ご利用者の生活の質の向上を目指す。ご利用者は食べることが最大の楽しみであるため、視覚的にも楽しんでいただける食事作りに取り組む必要がある。また、一人ひとりの状態・能力・嗜好を考慮した、食べやすく・美味しい・安心安全な食事作りに取り組んでいきます。

- ・メニューの見直しを行う。
- ・調理員発案のメニューを実施する。
- ・知識を身に着けるため、研修や他施設見学等積極的に参加する。

【年間予定（行事を含む）】

毎月1日 : お赤飯
毎月第一金曜日 : 喫茶デイ
毎月第三木曜日 : 自由食

月	内 容	月	内 容
4月	お花見会（模擬店祭風）	10月	焼き芋大会
5月	リフレッシュ食事会	12月	クリスマス会（オードブル盛合わせ）
7月	七夕そうめん/土曜の丑 流しそうめん		もちつき
8月	盆踊り大会	1月	新年祝賀会（祝膳）/七草粥 小正月（小豆粥）

9月	防災食/敬老祝賀会（祝膳）	2月	おでんバイキング
	秋のお彼岸（おはぎ）	3月	春のお彼岸（おはぎ）

3. その他の事業の取り組み

(1) 身体拘束廃止（縛らないケアを当たり前にするために）

利用者の人権を守り「その人らしい生活」が送れるよう、「心」も「体」も拘束をしない。そのためには、工夫と配慮をしながらケアの向上に努めます。

「暖かい言葉遣い」と「暖かいケア」を心がけ、利用者に『よりよい生活』を提供できることを目指します。

- ・身体拘束が必要と思える状態が生じても、拘束しない工夫や対応の取り組みを継続します。
- ・目に見えない・見え難い拘束（精神的拘束）についても、職員間で共通の理解として、認識・意識付けを引き続き行います。
- ・ストレスを利用者に対して表現しない。現状で困っている事など、何でも話せる職場環境と職員関係を築居ていきます。

(2) 介護事故ゼロへ向けて

施設内では常に事故と隣り合わせでいます。介護事故ゼロに向けて対策として「ヒヤリハット報告書」「事故報告書」の作成を徹底するとともに、事故が発生した場合には直ちに検証することを義務づけます。事故検討委員会や勉強会の中で事故の分析や評価をして職員の意識づけや提言を行い、事故の再発防止に努めます。

- ア. 「ヒヤリハット報告書」を積極的に活用し、事故防止活動に努めます。
- イ. 定期的な事例検討会を開催し、危険かつ困難な事例についての対応を考えます。
- ウ. 利用者ごとの個別性や介護場面別のリスクを明確にし、情報の共有化を図ります。
- エ. 事故リスクに対する適切な防止策の設定と実施をします。
- オ. 事故が発生した時は、速やかに家族に連絡することを徹底します。また、日頃からの様子、リスクなどをまめに報告します。

(3) 委員会

日々提供している介護や援助業務の中で、生じている様々な問題を見逃さず、解決のために課題化して検討改善していくことが重要です。また、現状から推察して、将来生じるであろうと予測される諸問題等に対して事前に検討していく必要の問題点や課題を明確にし、検討・協議を行います。

- ア. 各委員会の活動内容の報告や意見の収集を行い、課題への取り組みについて共通理解を得て全体化していきます。
- イ. 活動の方法や取り組んでいる内容が困難な場合は、主任等の指示・援助を仰ぎ再検討を図ります。

委員会の種類・・・事故検討、拘束検討、虐待防止、防火・防災、排泄、入浴、入所検討、口腔、感染症予防、サービス向上委員会 等

(4) 職員研修

職員の専門性(知識・技術)や価値観・倫理観等の基本的素養を身につけ、介護サービスの向上と職員の資質向上を図るために職員研修(OJT、OFF-JT)を実施します。

- ア. 新任職員研修の実施(チューター制)
- イ. 月1回の勉強会(研修)
- ウ. 外部研修への参加促進(結果は職員会議や勉強会で発表し、共有する。)
- エ. 必要に応じて施設内研修(講師あり)

(5) 居室担当者

各居室に1名の介護職員が担当者として配置。

ご利用者が座間苑で安心して生活ができるように援助します。

- ア. 居室担当者としての個別ケア
- イ. 介護支援専門員と連携し介護計画の一連の作業を行います。
- ウ. 援助遂行の状況確認と評価
- エ. 居室の整理・管理 等

(6) 家族との交流

ご利用者が座間苑で心身ともに安定し生活するためには家族の関りが重要です。ご家族交流の支援と円滑化に積極的に取組み施設との関係を良好に保ちます。

- ア. ご利用者の近況等を機関紙や電話で伝え、積極的にコミュニケーションを図ります。
- イ. 年に1回家族懇親会の開催、昨年度の報告、施設の方針の説明、検食して頂き施設の理解を深めています。
- ウ. 年に1度ご家族向けのアンケートを実施。ニーズを把握し施設改善を進めます。

(7) 地域との関り

当施設が地域の身近な福祉の拠点として、活用が図られるように交流事業等を通して、施設への理解を深めていただくように努めます。

- ア. 小・中学校の総合教育の一貫として体験学習の場を提供し、福祉や介護への理解につなげていきます。
- イ. 保育園や学校等との相互交流の他、地域の行事や集会にも積極的に参加します。
- ウ. 地域の活動において施設使用の希望があった場合は、使用内容や目的を勘案し、可能な限り施設を開放して地域に貢献していきます。

(8) 環境整備と保全

ご利用者が心地良く安全な環境の中で安心して生活ができるように、居室内外の環境整備に留意する必要があります。また、施設内の設備や備品等の整備の充実は適切な介護をしていくには欠かせないことであり、職員の環境整備や保全に対する意識づけに留意していきます。

- ア. 施設の各部所ごとに職員が設備・備品の自主点検を行ないます。

- イ. V・電気設備・消火設備・厨房設備等は専門業者による定期点検を行います。
- ウ. 外壁, 手摺, 床・壁面等、利用者の生活上や介護上で危険な個所がないか、常に目を向け必要に応じて改善・補修をしていきます。
- エ. 居室担当者は利用者の居室などの整理に心がけ、衛生面にも留意するなど居室の環境整備を日常的に行ないます。

(9) 防災体制

火災をはじめ天災地変による災害時に際して、被害を最小限に留めるために状況を想定し対策と訓練を行い、日頃の安全点検と防災訓練により防災意識を高めます。また、有事に備え建物や付属設備や備品の安全確保、防災設備や器具の維持管理と備蓄品の確保と入れ替え等に留意していきます。地域とも連携をとり、相互協力体制をつくります。

(防災訓練は年2回実施)

(10) 広報活動

ア. パンフレットを施設内に常備するとともに、ご家族やサービス利用者, 見学者等に必要に応じて随時配布します。

イ. 施設広報紙(わ・わ・わ)の発行しご家族や関係機関に配布します。

ウ. ホームページのリニューアル、随時更新。(ソフトバージョンアップ施行)

(11) ボランティアとの関わり

ア. 各施設よりボランティア担当者を選任し、法人内でボランティア委員会を設置開催します。

イ. 担当者が環境整備、アンケート実施、慰労会を開催するなど、ボランティアが施設内で円滑に活動できるように支援活動を行います。

ウ. ボランティアの新規獲得のための活動を行います。

(12) 施設サービスへの苦情

利用者が自らの意思を尊重され、適切なサービスを受けられることにより、安心して施設での生活ができるように、家族や利用者から苦情が表出された場合は「苦情解決実施要綱」に沿って、適切に苦情対応していきます。また、苦情をマイナスとして捉えるのではなく、苦情は施設を良くするための「好機」と認識し何が問題で何をどのように改善するべきか等、課題の共通理解を図り、改善に向けて積極的に取り組んでいきます。また、年2回、第三者委員を含めた苦情解決委員会を開催し苦情解決、サービス向上に向けて検討を行います。

(13) その他

ア. 職員の労働安全衛生管理体制について

施設長と看護職員が主となり職場の安全管理, 衛生管理を踏まえた労働安全衛生管理をすすめ、職員の心身の健康増進、働きやすい職場環境整備に努めます。

4. 短期入所生活介護

(1) 基本方針

- ア. 利用者が、在宅生活を継続して行ける様に援助していきます。
- イ. ご利用者及び家族の身体的・精神的な負担の軽減を図れるようにします。
- ウ. ご利用者やご家族、介護支援専門員との情報交換を密に行い、ご利用者が安心して施設生活を送れるようにしていきます。
- エ. 各部署で情報を共有し確実におこない、適切で統一した介護を提供します。
- オ. 介護支援専門員作成による介護計画書をもとに短期入所生活介護計画を作成し、サービスの共通把握と継続に努めます。
- カ. サービス担当者会議への出席し関係機関と連携を図ります。
- キ. ご利用者のご家族の状況に応じた入所調整を行います。

定例予定表

平成 30 年 3 月 1 日現在

内科（浅利クリニック）	毎 週 火曜日
神経内科（相模台病院）	隔 週 木曜日
歯科（土屋歯科医院）	毎 週 火曜日
機能回復訓練（PT 小松氏）	毎 月 第 1 土曜日
避難訓練	消防計画に記す（消火器訓練 年 2 回）
買い物デー	毎 月 1 回
喫茶デー	毎 月 第 1 金曜日
誕生者食事会	毎 月 1 回
リネン交換	毎 週 水曜日
入浴日	月・水・木・土（特浴） 水・土（健浴）
美容師（星野）	第 1・2・4 火曜日
リーダー会議	毎 月 1 回
職員会議	年 4 回（1・4・7・10）
勉強会	毎 月 1 回
給食会議	毎 月 1 回
事故・拘束・虐待委員会	毎 月 1 回
入所検討委員会	毎 月 1 回
防災会議	年 2 回（6・12 月）
苦情対策委員会（第三者委員会）	年 2 回（5・10 月）
感染予防委員会	毎 月 1 回

クラブ活動

平成 30 年 3 月 1 日現在

習字クラブ	第 4	火曜日
詩吟クラブ	第 2・4	月曜日
歌クラブ	第 3	金曜日
ハーモニカクラブ	偶数月	第 3 火曜日
生花クラブ	第 3	火曜日
ふれあいタイム	毎日午後	

平成 30 年度 通所介護事業（デイサービス）

事業計画

1. 事業目的

通所介護サービスは、要介護状態となった場合においても、ご利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活がおくれるよう営むことができるよう、心身機能の維持回復につとめ、日常生活上の支援及び機能訓練等の継続した個別ケアを行なって参ります。また、ご利用者様の心身の機能維持並びにご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

2. 通所基本理念

- (1) 個人の生活、人格を尊重し、意思を大切にすることで、できる限り残された能力を発揮出来るようにサービスの提供に努めます。
- (2) 利用者と職員の信頼関係を構築し、自立性や自己決定を尊重し、生きがいつくりの場を提供します。
- (3) 利用者の精神的、身体的、社会的ニーズに沿った介護サービス提供を行います。

3. 業務目標

- (1) 稼働率 90% を目指します。
 - ア. 定期的な営業（空き情報など）を行い新規利用者の受け入れ、必要に応じた利用曜日の追加に対応していきます。
 - イ. 1日のシュートスティ利用者が重なる事も視野に入れ、登録者数を増やし1日あたり30人以上の利用人数を保てるようにします。
 - ウ. 居宅支援事業所数の増加ではなく、1つの事業所からの利用者件数を増やす。
- (2) 収入減回避に取り組みます。
 - ア. 看護師などの専門職員の雇用を早急に行い、個別機能訓練加算の増収を図る。
 - イ. 管理栄養士と協力し栄養改善加算取得の検討を進めて行きます。

4. 事業内容

(1) 基本事業

ア. 生活相談員の役割

- ・ 担当ケアマネージャとの連携による通所介護計画を定期的に作成。また、地域包括支援センターとの連携より介護予防計画を作成し、利用者の個々のニーズを把握した上で健康と生活を守る目標に向かい、生活指導助言等を行いケアの早期間

題解決を図って行きます。

イ. 日常生活機能訓練

- ・ 日常生活訓練は個々の利用者の状態把握を行い、計画－実施－評価のアセスメントを実施し状態変化に伴うADL(日常生活動作)の低下を予防して行きます。
- ・ 利用者の自立性や自己決定を援助し、外出の機会を支援します。
- ・ リハビリ体操・健口体操等を行い、利用者の残存機能の維持向上を図ります。
- ・ プログラムの作成にあたっては、集団で行うレクリエーション活動と個別援助活動を組み合わせ、個々の利用者の目標を達成して行きます。

ウ. 健康管理

- ・ 体温、血圧、脈拍、顔色、表情などの全体の状態をチェックし適切な介助や指導を行ないます。
- ・ 家族との連携を連絡帳で行う。随時、ケアマネージャに報告します。
- ・ 水分・食事のチェック。食事の形態の管理と指導を行います。
- ・ 指示薬管理と主治医の指示による依頼の処置等、必要に応じて、受診指導を行ないます。
- ・ 体重測定年4回。

エ. 入浴提供：利用者個々の状態、希望に応じて最適な入浴を提供いたします。

一般浴・機械浴(座位姿勢にて入浴できる)

オ. 年間行事計画

カ. クラブ活動

キ. 介護職年間施設内研修予定表

(2) 加算サービス

ア. 入浴加算

入浴を希望される方々の個々の身体状況を把握し、その方の身体状況に在った適切な入浴のサービス提供をいたします。

一般浴・機械浴(座位姿勢にて入浴できる)。

イ. 個別機能訓練加算(個別機能訓練Ⅱ)

個別機能訓練員として、看護職員が作成した計画書を基に訓練を希望する要介護1～5の利用者の状態に合わせて、実施し定期的な評価と計画の見直しを行い残存機能の維持向上と筋力低下の予防の訓練を行います。

(3) 感染対策・予防の徹底

感染症の対策の基本である感染源の排除、感染経路の遮断、宿主(人間)の抵抗力の向上、これらを念頭におき感染症対策を行います。

(4) ご利用者様の安全確保への取り組み

安全かつ適切にサービスを提供するために事故防止に努めます、

- ① ヒヤリハット報告、事故報告後、事故委員会を実施し事故原因・事故分析を行い改善策の検討を実施します。

② 検討された改善策を実施するため、職員に対して周知徹底を図ります。

(5) ボランティアの参加協力

介護保険施設が、その地域の社会資源となり有効に活用される為には、地域の人々の理解と協力が不可欠であり、開かれた交流の場をモットーにボランティアへの参加協力を依頼して地域との交流を深めて行きます。

(地域に密着した善意活動の場としても)

(6) その他

- ・地域及び家族等へ、新聞発行月 1 回。
- ・専門職として、知識、技術、倫理等の研修月一回行う。

平成30年度 訪問介護事業（ホームヘルプサービス）

事業計画

1. 事業目的

改正された介護保険法に従い、利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り在宅での自立した日常生活を継続できる様に支援する事を目的としてサービスを提供します。

2. 運営方針

利用者の心身の特徴を踏まえて人間としての誇り・尊厳を失うことなく、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営む事が出来るよう、身体介護援助・その他の生活全般にわたる援助を行います。

- (1) ホームヘルプサービスの提供方法について、分かり易く説明し、サービスを提供いたします。
- (2) 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めます。
- (3) 定期的なモニタリング、評価、計画の見直しを検討し、適切なサービスの提供に努めます。
- (4) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
- (5) 利用者の日々の健康状態を把握し病気の早期発見、医療機関への連携を取れる状態に努めます。
- (6) 関係市町村及び地域の保健・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的サービスの提供に努めます。
- (7) 自らの心身の健康維持にこころがけ、笑顔をもって心のこもったサービスの提供に努めます。
- (8) 利用者の介護者に対して適切な介護方法を、説明指導し介護者の介護への不安の軽減、負担の軽減に努めます。

3. 今年目標

- (1) 利用者の意向に添い、自立支援を目指したサービスを提供します。
- (2) 毎月1回の研修を行いヘルパーの意識向上と技術の習得に努めます。
- (3) 利用者及び家族向けアンケートを実施し、改善点を検討してサービスの向上に努めます。
- (4) サービス提供責任者が外部の訪問介護事業所の研修を受けて振り返りを行い改善していきます。
- (5) 座間苑、第二座間苑の研修を受けて利用者への対応、職員の技術を学びます。

4. 事業内容

(1) 訪問介護

ア. 身体介護

食事介助、排泄介助、入浴介助、身体の清拭、更衣介助、移動介助等

イ. 生活援助

掃除、買物、洗濯、調理等

(2) 介護予防訪問介護

ア. 身体介護、生活援助に関する事等

(3) 介護保険外サービス

ア. 有料サービス 受診援助、介護保険適応外の生活援助、自立の方への家事援助

イ. 無料サービス バースデーカード

※ 当事業所 ホームヘルパー従事者

正職：1名、非常勤：14名 計15名（H30.03現在）

平成30年度 訪問介護 年間研修予定表

実施月	課題
30年4月	接遇とマナー
5月	事例検討：食中毒の発生予防及びまん延の防止
6月	職業倫理と法令遵守
7月	ケアセンター内部研修
8月	認知症について
9月	プライバシーの保護
10月	合同勉強会
11月	事故の発生予防、緊急時、災害時の対応
12月	食事介助と口腔ケア
31年1月	マニュアルの見直し、ヒヤリハットの事例検討
2月	座間苑、第二座間研修

平成30年度 居宅介護支援事業（ケアマネジャー）

事業計画

1. 事業目的

要支援者、要介護者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて本人や家族の意向を基に居宅サービスを利用出来るよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともにサービスの提供が確保出来るよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設、医療機関等との連絡調整その他便宜の提供を行うことを目的としています。

2. 運営方針

平成30年度は介護保険法の改正に伴い、より専門性の高い介護支援専門員、事業所が求められるようになります。また、公平・中立の確保、医療・介護の連携強化に伴い、施設内外の研修の企画、実施、評価をおこなうことで介護支援専門員の資質向上ができるよう取り組み、次年度に特定事業所加算Ⅱの取得に向けて体制の整備を行っていきます。

3. 業務目標

- (1) 毎月の給付管理数（ケアプラン数）を平均130件とする。
（要支援者も含む。新人研修終了次第、新規受け入れを積極的に行っていく。）
- (2) ケースの問題発生時やクレーム時、緊急カンファレンスを開催し、チームで相談解決できる体制作り。
- (3) 個人目標を作り、ケアマネジャーとしての専門的知識・技術の向上に努め、介護支援サービスの質を高めていきます。

4. 事業内容

- (1) 利用者とその家族の解決すべき課題の把握
- (2) サービス担当者会議の開催（本人、家族、サービス事業者、医師等）
- (3) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成、同意、交付
- (4) 月1回以上の利用者宅訪問、相談援助
- (5) 毎月のサービス利用票（居宅サービス計画）の作成、利用者へ毎月交付
- (6) 毎月のモニタリング、サービス利用状況の把握と評価、サービス事業者への照会
- (7) 毎月のサービス提供票の作成、各サービス事業者への送付
- (8) 毎月の給付管理、国保連への請求業務
- (9) 要支援・介護認定更新申請、区分変更申請等の申請代行
- (10) 市町村からの委託による認定調査

- (11) 緊急時受診援助及び主治医への意見聴取、入院（情報提供）、退院（在宅復帰調整）時の医療連携
- (12) 住宅改修、軽度者の福祉用具貸与等の各理由書作成
- (13) 事業所内のサービス提供、伝達等を目的とした週1回のケアマネ会議
- (14) 24時間オンコール体制の実施（特定事業所加算Ⅱ取得要件）
- (15) 介護予防（要支援）のケアプラン作成
- (16) スキルアップ向上の為の外部研修参加、介護支援専門員連絡会参加によるネットワーク作り
- (17) ホームページによる情報公開、e-mailでも連絡可能なインターネットの活用
- (18) 満足度アンケート実施（年1回 利用者、家族対象）
- (19) 座間市地域包括ケア会議への参加（個別ケア会議、地域課題検討会議等）

平成30年度 研修計画 【居宅介護支援】	
4月	利用者アンケートの検討 法令遵守・個人情報の保護について（内部）
5月	事例検討会 認定調査員研修（新任） アンケートの実施
6月	認知症について（内部） ざま介護支援専門員協会ネットワーク交流会
7月	居宅介護支援マニュアルの見直し（県指導講習会を参考とする）事例検討会
8月	介護支援専門員の倫理綱領について
9月	事例検討会 事業所評価 ざま介護支援専門員協会ネットワーク交流会
10月	感染症について（内部合同研修）
11月	事例検討会 県央3市介護支援専門員協会合同研修会
12月	感染症マニュアルの見直し
H31年1月	事例検討会 次年度利用者アンケートについて検討
2月	ざま介護支援専門員協会ネットワーク交流会
3月	業務見直し 次年度の計画について

※ 新任介護支援専門員に対しては、必ず神奈川県介護支援専門員実務従事者基礎研修を受講することとする。

平成30年度 特別養護老人ホーム第二座間苑

事業計画書

一昨年の制度改正、変動率も大きく職員が増えない不安から、介護業界全体の経営課題が浮き彫りになりました。これを受けて第二座間苑では、職員雇用と退職のアンバランス、雇用要件の見直し、必要人員配置等、組織体制の見直しを実施するとともに、8月より半年にわたり2ユニットを閉鎖し、変動率の抑制しつつ入居見直し家族会の理解、職員の再研修をしてきたところです。

この間の収支リスクは大きいものがありますが、2月には全ユニットが再開し、第二座間苑をより良くしていこうという職員の気構えを感じ、本年度以降の事業に大きなステップとなると考えます。再開に向けては、介護職員の直接雇用者が増えており、ハローワークや法人ホームページから応募者があることも明るい話題といえます。

また、29年12月16日より、非常勤職員のみによる日常清掃の継続は今後困難と判断し、業務委託に切り替えました。給食業務については28年9月より業務委託、介護職員の人員確保のため28年10月より派遣職員の導入し、施設規模による直接雇用の困難さから、効果的、計画的な業務委託を行うことは円滑な施設運営を行う上で、必要であると考えます。

制度改正（第七期介護保険計画）では新たな加算や諸課題はありますが、座間苑、ケアセンター座間苑が連携し、新たな社会福祉法人慈恵会の安定経営の足掛かりにできる年度にしていきたいと考えております。

なお、28年6月1日に新規開設した第二座間苑居宅支援事業所については、管理者のやむを得ない事情により、29年12月23日で閉鎖し、そのケースをケアセンターに移管したところです。

以下、詳細の事業計画は次のとおりです。

1. 第2座間苑の事業目標

(1) 目標稼働率

ア. 平成30年2月16日より、新棟1階の2ユニットを再開し、全ユニット満床にむけた入居を進めます。年間稼働率90%を目指し、入所待機者の実態調査を実施するとともに、空床発生時速やかな入居対応できるよう、管理していきます。

イ. 制度同項を踏まえ、入居者、家族のニーズに沿い、入居者が尊厳を保持し有する

能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、多職種協働・連携し、計画に沿ったサービスが提供していきます。

(2) 入居者・家族

ア. 「生きがい」「やりがい」など張り合いの持てる生活を送れるよう入居者様一人、

一

人にあった個別支援を目指します。

- イ. 入居者様、御家族様のサービスに対する要望や相談に納得、理解していただけるよう的確に対応し、居心地が良い生活が送れるよう相談体制を整備します。
- ウ. 運営への理解、家族の役割を伝えながら、信頼関係が構築できるよう家族懇話会（年2回）を開催していきます。

(3) 地域・ボランティア活動

- ア. 多くのボランティアに協力いただいている中、多様なボランティア活動の受入れを積極的に行っていきます。
- イ. 継続して地域で行われている催しに参加し、地域交流に力を注ぐとともに、地域への社会貢献活動にも積極的に取り組みます。
- ウ. 入居者ご家族にボランティア活動に参加していただけるように案内をします。
とりわけ地域住民や家族の参加で大きな輪が広がることを目指し新たなボランティアさんを増やせるように様々な機関にPR活動を実施していきます。
- エ. 職員にもボランティアさんの情報を伝え、受入窓口職員だけではなく様々な職員と良好な関係作りを目指します。
- オ. 「地域作業所えのきの里」との地域交流を継続します。
- カ. 地域の保育園や市内中学校との関係を深めることができるよう支援します。

(4) 多職種連携

- ア. 看取り介護の充実化を図る為個室の特性を活かし、入居者・御家族がゆったり最期の大切な時間を温かい気持ちで過ごせるよう環境整備し他職種との連携強化を行っていきます。
- イ. 職員の離職率を下げられるよう、良好な職場環境の整備を行っていきます。

2. 介護の具体的目標

(1) 基本

- ・ 入居者一人一人との関わりを深め、ユニットケアではなくあくまでも個別ケアの重視を図っていくことを念頭に置き介護をします。そのためには、24Hシートとケアプランを有効活用し、個性や生活習慣、生活リズムに合わせ最期までその人らしく、尊厳ある生活ができるようにサポートしていきます。
- ・ ただ単純に一日を過ごすのではなく、充実した生活が送れるよう入居者様・ご家族様の希望や意向、特性に合ったアクティビティと生活リハビリを充実させていきます。

(2) 起床

一人ひとりの生活のリズムに配慮し、起床介助をさせていただきます。

- ・ 決められた時間ではなく利用者のペースで起きていただきます。
- ・ 『起きますか?』と判断を求め、全員一斉に起床することは考えず介助をさせていただきます。

(3) 身だしなみ、着替え

自分のペースでゆっくりとおこなってもらい、その人らしさが出るようにお手伝いさせていただきます。

- ・ 着替えも本人が選択できるようにお手伝いさせていただきます。
- ・ 自身で自己決定が難しい場合は、事前に家族へ聞いておきお手伝いさせていただきます。

(4) 環境整備

環境整備は、入居者の生活を支える支援の1つです。気持ちよく生活ができるよう支援していきます。

- ・ 快適さや居心地さを提供します。
- ・ 安全に留意し転倒などの事故を予防していきます。
- ・ ADLの生活意欲の維持や向上につなげられるよう整備していきます。

(5) 排泄

もっともプライベートな行為である為尊厳を守るという視点を常に意識しながら、ケアをしていきます。

- ・ 個別対応なので、一人ひとりの排泄パターンを理解し介助していきます。
- ・ 状態に合わせて、排泄形態の見直しをおこなっていきます。

(6) 食事

入居者によって何よりの楽しみの時間です。楽しく、美味しく食べていただけるよう対応していきます。

- ・ 一人ひとりの生活リズムにあわせ対応し食べていただきます。食べたい時に食べたいものが食べることができるよう工夫をしていきます。
- ・ ユニットでの食事の盛り付けを目の前でおこなうことで、食事の時間という認識お腹が空いたと感じてもらい、食欲増進を図り健康で過ごすことができるよう支援していきます。

(7) 入浴

入居者がゆっくりと自分のペースで入っていただけるよう配慮していきます。

- ・ マンツーマンの介助をおこない、ゆったりくつろげるように配慮します。
- ・ お湯の温度など健康管理上問題のない範囲で対応していきます。

(8) 行事

季節を感じられる行事やイベントをユニットごとに企画運営していきます。

- ・ 敬老会は苑全体の行事として企画運営していきます。

3. 相談員ケアマネ 業務内容

- ・ 委員会、会議の出席・勉強会の企画・全体行事の企画運営・入所待機者の調査報告
- ・ 入居者様、ご家族、職員の相談支援・要望や苦情の対応・受診支援
- ・ 入所希望者の見学や相談援助・入所希望者の面接アセスメントシートの作成
- ・ 入所契約・各申請書の申請・事故発生時の各関係機関への報告
- ・ 急変時の対応ご家族への連絡・エンゼルケア・グリーフケアカンファレンス

- ・施設連絡協議会の出席〔2か月に一度〕
- ・外部研修への参加
- ・入居者、家族より意向の聞き取り・アセスメント作成
- ・各専門職へのアセスメント依頼・施設サービス計画書原案作成
- ・サービス担当者会議開催・サービス担当者会議録作成
- ・入所者、家族へ施設サービス計画書の説明、同意、捺印、交付
- ・モニタリング・認定調査の立会い・認定調査（状況に応じて実施）
- ・短期入所者の予約調整、面接、契約・短期入所生活介護計画の作成
- ・ボランティア受け入れ、相談、調整

4. 看護・医務業務

- (1) 業務：日常の健康管理、処置、受診判断、
休日・夜間におけるオンコール対応
- (2) 内科回診（毎週水曜午前：湘陽かしわ台病院）
精神科回診（毎月第1，3水曜午後：相模台病院）
- (3) 職員関係
 - ・職員定期健康診断（年2回）
 - ・インフルエンザ予防接種
 - ・産業医による衛生委員会
 - ・ストレスチェック

5. 給食（厨房）業務

- (1) 管理栄養士としての業務：食提供に係る委託業者との連携、栄養マネジメント業務
給食委員会 等
- (2) 業務委託のメリットとして(平成28年9月より月直営から業務委託とした)
 - ① 多様な食形態の対応（ソフト職等）
 - ② 楽しみある食事、行事食の提供
 - ③ 家族会への軽食提供、給食への理解 等

6. 各委員会、会議

リーダー会議	第1月曜日	感染症委員会	第2水曜日
介護リーダー会議	第3木曜日	事故再発防止委員会	第4水曜日
業務改善会議	第4金曜日	苦情対応委員会	第4水曜日
医務会議	月1回	意識向上委員会	第3水曜日
相談員会議	週1回	看取り委員会	第4金曜日
給食会議	第2木曜日	喀痰吸引等研修実施委員会	第4金曜日
入所判定委員会	第1月曜日	労働安全衛生委員会	第4火曜日

身体拘束廃止委員会	第2水曜日	マナー・モラル委員会	3ヶ月に1度
-----------	-------	------------	--------

(1) 事故再発防止委員会

- ① 介護事故等未然防止のため、定期的にマニュアルを見直し、必要に応じてマニュアルを更新します。事故（ひやりはっと）報告書等の様式についても定期的に見直し、必要に応じて更新していきます。
- ② 各部署から報告のあった事故（ひやりはっと）報告を分析し、事故発生防止の為の改善策を検討していきます。

(2) 身体拘束廃止委員会

- ① 入居者様の人間としての尊厳を保持します。
- ② 拘束することによる、入居者様への苦痛や不自由さを与えないようにします。
- ③ ③スリーロック（スピーチロック・ドラッグロック・フィジカルロック）をしないよう周知徹底します。
- ④ 拘束に頼るのではなく、ケア方法の改善や環境整備の創意工夫をおこない職員の介護意識を高めます。
- ⑤ 拘束せず介護することにより、入居者様の放置をせず、居心地の良い場所づくりに心がけます。
- ⑥ 施設全職員で「拘束をおこなわない」と周知徹底し問題行動に対して、多職種で協力体制をとり全職員の団結力を高めていきます。

(3) 看取り

- ① 看取り介護とは、様々な原因により経口からの食事・水分摂取が著しく低下した状態になった利用者様がその方なりに充実した時間を過ごし、安らかな最期を迎えられるように介護していくために介護・看護・栄養・相談員などの多職種で連携を図っていきます。
- ② 「心」「考」「杖」の介護精神でご家族様と協力して心をこめて介護を行うと共に家族様の気持ちを理解し支え、悲しみや苦しみを分かち合う為の支援をいたします。

(4) 感染症予防と対策

感染症予防の一環として、感染症に関する内部・外部研修の参加、また冬期（12月～3月）のインフルエンザ蔓延の防止のため、面会を制限するなどの対策を講じます。

7. 勉強会

月	研修テーマ
4月	就業規則について・30年度運営方針
5月	食中毒について
6月	緊急時の対応について
7月	感染症について
8月	テーマなし
9月	テーマなし
10月	虐待を防ぐためには

1 1月	認知症・精神疾患の方へのケア方法
1 2月	拘束を廃止するためには
1 月	事故事例と対応
2 月	看取り介護について
3 月	マナー・モラル/プライバシーの保護

※その他虐待のアンケート集計に基づいた虐待の勉強会を実施していきます。

8. 年間予定

(1) 全体行事

月	行事内容
4 月	お花見（春の外出レク）
5 月	利用者懇話会
6 月	買い物イベント
7 月	小さい夏まつり（地域の子供との交流）
8 月	あゆまつり花火大会鑑賞 法人盆踊り 物故供養
9 月	敬老会 座間市福祉展に出かけよう！
10 月	秋のスポーツイベント 介護教室『看取りについて』
11 月	お寿司バイキング
12 月	お餅つき
3 月	家族懇話会

※その他の行事はユニットで運営していきます。

※広報（新聞）はユニットと事務所の順番制で毎月発行します。

(2) クラブ活動

頻度	クラブ
月 1 回	習字クラブ
	卓球クラブ
	大正琴クラブ
	ヨシムラレク
隔月	ハーモニカ・踊り

9. 学校、求人について

(1) 求人活動について、各種高等学校や専門学校等と関係作りを継続していきます。

(2) 職員体制が整い次第、実習生の受け入れが開始できるように努めます。受け入れることによって職員の知識、意識の向上や安定した人材確保を目指していきます。

(3) ハローワークのリクエスト、見学の促進、法人ホームページ求人情報の充実

10. その他

(1) 必要に応じた業務委託の検討及び継続

10. 短期入所生活介護

(1) 事業目標

ア. 目標稼働率

- ・ 稼働率90%を目指し、臨機応変に対応できる体制を整え、新規利用者を増やしていきます。

イ. 利用者・家族

- ・ 利用者一人一人の在宅生活のリズムや習慣、特性を理解しその人らしい生活を施設でも送れることができるよう環境整備やケアの工夫をしていきます。
- ・ 介護者のレスパイトとご利用者自身がやすらぎのある生活が送れるように、各関係機関と連携します。
- ・ 昨年11月より土曜日の送迎を開始、利用者、家族の幅広いニーズに応えられるよう対応していきます。

ウ. 地域・多職種連携

- ・ 医療関係、居宅介護支援事業所、その他関係サービス事業所との連携を図ります。

(2) 業務内容

- ・ 利用希望者の見学や相談援助、契約、事故発生時の各関係機関への報告
- ・ 本人、家族より意向の聞き取り、アセスメント作成、サービス担当者会議への出席
- ・ 短期入所者の予約調整、面接、契約・短期入所生活介護計画の作成

(3) 基本方針

- ① 利用者が、在宅生活を継続して行ける様に援助していきます。
- ② 利用者、家族の身体的、精神的な負担の軽減を図れるようにします。
- ③ 利用者や家族、介護支援専門員との情報交換を行い、ご家族の希望も把握し、利用中の介護に繋げていきます。
- ④ 介護職員、看護師、栄養士への情報を確実におこない、適切で統一した介護を提供します。
- ⑤ 介護支援専門員作成による介護計画書をもとに短期入所生活介護計画を作成しサービスの共通把握と継続に努め、サービス担当者会議も参加し連携していきます。
- ⑥ 利用者に対する身体拘束の廃止について、家族のご理解を求めると共に、ケアの工夫により可能な限り廃止していきます。
- ⑦ 利用者の心身の機能維持、事故防止に努めます。

- ⑧ 緊急時等の速やかな対応ができるよう努めます。
- ⑨ 個人情報の管理・保護に努めます。

平成 30 年度 座間市新田宿地域包括支援センター

事業計画書

1. 目的

地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」（介護保険法第 115 条の 45）です。つまり、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中心的役割を果たすべく座間市より委託されています。

地域包括ケアとは、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護予防生活支援が一体的に提供されることを目指すものです。介護保険制度による公的サービスのみならず、自治会・老人会やボランティア活動などの社会資源を有機的に結び付けます。特に急速な高齢化に伴い、独居高齢者・認知症の高齢者の増加等により、地域包括支援センターの果たす役割はますます重要になってきており、充実が求められています。

その目的のために①総合相談支援事業、②権利擁護事業、③包括的・継続的ケアマネジメント事業、④介護予防ケアマネジメント事業などの事業に取り組んでいます。

地域包括ケアの実現のため、社会福祉士、看護師、主任介護支援専門員が「チーム」として、地域のネットワークを構築しつつ、個別サービスのコーディネートも行っています。

2. 体制と運営

【所在地】	座間市新田宿 623 番地
【職員】	管理者 1 名（兼務） 社会福祉士 2 名 看護師 1 名 主任介護支援専門員 1 名 事務員 1 名
【営業時間】	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
【営業日】	月曜日～金曜日
【休日】	土・日曜日、祭日、年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）
【事業担当地域】	新田宿・四ツ谷・座間・入谷 1 丁目・入谷 2 丁目・入谷 5 丁目

3. 事業内容

（1）総合相談支援事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していきことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、関

係機関または制度の利用につなげるなどの支援を行います。具体的には

- ・介護保険サービスに関わること
制度の説明、認定申請代行、サービスの内容の説明など。
- ・座間市高齢者施策事業に関わること
配食サービス、緊急通報システム事業、徘徊 SOS ネットワーク事業、
オムツ等給付事業 など必要とする方への利用支援
- ・介護保険外や市の施策以外のサービスなどの紹介や調整など

(2) 権利擁護事業

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、問題を抱えたまま生活している場合があります。このような高齢者のために実態を把握した上で「権利擁護」の視点に基づいて、権利侵害の予防や侵害を受けている方への対応を行っていきます。必要に応じて適切なサービスが利用できるように支援し、日常生活自立支援事業や成年後見制度などが活用できるよう支援していきます。また、高齢者虐待防止早期発見見守りネットワーク連絡会を年一回、開催します。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関の連携、在宅と施設との連携など、地域において多職種間相互に連携を取り合い、個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援します。

(4) 介護予防ケアマネジメント事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、できる限り本人が行うことを基本としつつ、利用者のできることを利用者とともに発見し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高められるよう支援します。

- ・介護予防給付対象者（要支援 1、2 の方）の予防プランの作成
- ・日常生活支援総合事業対象者の予防プランの作成

(5) 地域ケア会議の開催

- ・個別ケア会議（年 4 回）
個別ケースの支援内容を検討し、個別の課題解決や担当者レベルのネットワークを構築、地域課題の発見を目的とした会議です。
- ・地域課題検討会議（年 2 回）
個別会議の積み重ねにより見えてきた地域課題について、地域の代表者を参集して検討する会議です。

以上の事業の他、事業内容の普及啓発やネットワーク構築のため、第 2 層協議体、老人

クラブ、四十雀倶楽部、地区社協、地域のサロンへの参加をしていきます。

また、「認知症サポーター養成講座」開催もしています。

今年度も定期的に新田宿カフェサロンを開催し、地域住民に働きかけていく予定です。